

(1) 整備の状況について



(1)-1 工事進捗

- ・シンボルプロムナード：西側（再開発施設側）舗装一部完成
- ・旧花畑広場：サービス棟地下工事中
- ・花畑公園：園路・擁壁工事中、令和3年3月完成予定
- ・辛島公園：公園施設撤去・掘削工事中

・オープンスペース全体：令和3年秋完成予定

(1)-2 辛島公園北側道路歩行者空間化

- ・辛島公園と広場の一体的な利活用による、さらなるにぎわいの創出並びに回遊性の向上を目的として、歩行者空間化を検討。
- ・今年度は、平日の通勤時間帯（ピーク時）を対象として、通行止めによる周辺交通への影響を検証する社会実験を実施する。
- ・来年度、社会実験結果を踏まえ、オープンスペース完成後のイベント時に一体的な利活用を行うなど、歩行者空間化に向けた検討を進める。

・R3年 2～3月のうち3日間 社会実験（平日）

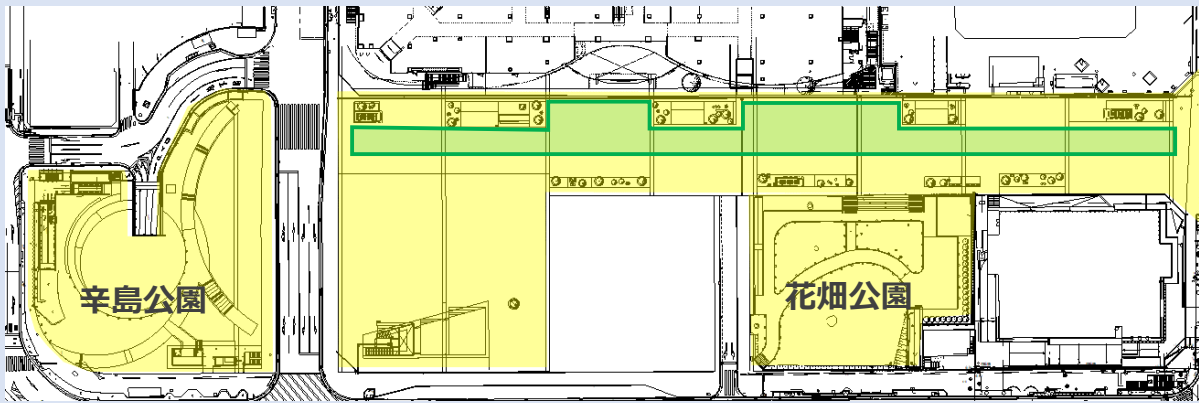
(1)-3 工事期間中の部分供用について

11月5日から、完成部分を歩行者通行帯として開放している
（右上図緑色網掛け部分）

(2) 運営管理の検討状況について

(2) -1 運営管理の範囲（黄色網掛け部分）

「花畑広場」全体が運営管理の対象範囲



※緑色網掛け部分は、11月5日から歩行者通行帯として開放

(2) -2 使用料について

これまでの（仮称）花畑広場の実績や他都市の事例及び整備費等を参考に、広場を質の高い空間として維持し、安心して安全に利用できるよう、適正な使用料を検討していく。

※維持管理費等の支出については、現在検討中

他都市の屋外広場の料金

No.	場所	施設名	平日使用料	㎡単価	休日使用料	㎡単価
1	福岡市	福岡市役所西側ふれあい広場	¥396,000	¥131	¥660,000	¥218
2	久留米市	久留米シティプラザ六角堂広場	¥55,180	¥53	¥66,380	¥64
3	福岡市	JR博多駅前 博多シティ	¥360,000	¥436	¥600,000	¥726
4	鹿児島市	鹿児島中央駅 AMU広場	¥135,000	¥261	¥275,000	¥532
5	佐世保市	佐世保駅 駅前広場	¥50,000	¥48	¥100,000	¥95
6	札幌市	札幌市北3条広場 アカブラ	¥425,700	¥330	¥541,800	¥420
7	宇都宮市	宇都宮市 オリオンスクエア	¥16,680	¥9	設定なし	設定なし
8	大阪市	天王寺公園 てんしば	¥500,000	¥250	設定なし	設定なし
9	浜松市	浜松ギャラリーモール ソラモ	¥161,330	¥106	¥209,510	¥138
10	富山市	富山市 グランドプラザ	¥70,000	¥50	¥200,000	¥143
11	福井市	福井市 ハビテラス	¥69,500	¥68	¥202,600	¥199
12	長岡市	アオーレ長岡 ナガドマ	¥112,500	¥50	設定なし	設定なし
13	大分市	祝祭の広場	¥29,250	¥12	設定なし	設定なし
平均				¥139	平均	¥282

【参考】

平米単価

他都市平均：平日139円／㎡、休日282円／㎡

※現在の料金

（仮称）花畑広場・S P：約50円／㎡（（仮称）花畑広場全面・1日で約11万円）

オープンスペースの整備・運営管理について

(2) 運営管理の検討状況について

(2) -3 運営管理の手法について

オープンスペースの運営管理手法について、指定管理者制度等を含めて検討している

管理運営手法の例

- ・行政直営
自治体等の行政が直接運営を行ったり、特定の業務について委託等を行うことにより業務効率化を図る方法
- ・指定管理者制度
行政が整備・所有する「公の施設」の管理を、指定管理者として指定した民間主体に行わせることができる制度

運営手法のメリット・デメリット

手法	メリット	デメリット
直営	○自治体が運営するため、市の主催行事を行う際等に柔軟に対応できる など	●市民の視点に立った効率的・効果的な運用ができない場合がある ●単年度で委託先が変わる可能性があるため、ノウハウの蓄積・事業の継続性が担保されない場合がある など
指定管理者制度	○包括的な施設運営ができ、事業・運営管理においてコスト削減効果が期待できる など	●運営管理等の業務範囲が協定に基づくため、利用者のニーズに柔軟に対応できない可能性がある など

今後のスケジュール



(3) 広場条例の主な内容

条例の名称（仮称）くまもと街なか広場条例（案）

○条例で定める主な内容

- ・条例の制定趣旨や、目指すまちづくりを実現するための手法、施設の位置について定めます
- ・使用許可、不許可等について定めます。
- ・使用料や料金納付のルール、減免について定めます。
- ・広場への入場を拒んだり、退去させられる条件について定めます。
- ・指定管理者に関することについて定めます。

・行為の禁止

広場を安心・安全に使ってもらうため、広場ではならない行為を定めます。

禁止行為

- (1) 広場を毀損し、又は汚損すること。
- (2) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- (3) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑になる行為をすること。
- (4) ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は悪臭を発生させる行為をすること。
- (5) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

許可行為 ※(6) ～ (14) は、使用許可を得れば行為可

- (6) 興行、展示会、集会、演説、競技会その他これらに類する行為をすること。
- (7) 物品その他の物を販売し、若しくは販売させ、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせること。
- (8) 広告物又はこれに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。
- (9) 業として写真、映画等を撮影すること。
- (10) 火気を使用すること。
- (11) 車両を乗り入れること。
- (12) 球戯、スケートボード、ローラースケートその他これらに類する行為をすること。
- (13) 寝泊りすること。
- (14) 施設、物品等を設置し、又は放置すること。

(15) 前各号に掲げるもののほか、市長が広場の管理上特に必要があると認めて禁止する行為

※都市公園条例との整合性を取りながら、広場条例の制定作業を進める。

(仮称) くまもと街なか広場条例の適用範囲（赤い部分）

